

伊賀市告示第 256 号

伊賀市渴水・高温対策事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 8 月 1 日

伊賀市長 稲森 稔尚

伊賀市渴水・高温対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、異常な天然現象により生じた渴水及び異常高温による水稻への被害を軽減することを目的として、農業者等が実施する応急対策に要する費用の一部を補助するために予算の範囲内で交付する伊賀市渴水・高温対策事業補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号。以下「規則」という。）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自治会等
- (2) 水利組合
- (3) 土地改良区
- (4) 農業法人、農業団体等

(交付の対象となる事業及び経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、渴水及び高温により、水稻の生育等への影響が懸念される状況を踏まえ、市長が必要と認める期間に応急対策を行う事業とする。

- 2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、番水・かん水用機械等（以下「機械等」という。）の整備、更新及び調達に係る経費並びに機械等の利用に係る経費（電気代、燃料費等）とする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 国、県その他の地方公共団体又は伊賀市の他の補助金等の交付の対象となっているとき。

(2) 補助対象経費が3万円未満のとき。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額の100分の50に相当する額とする。ただし、補助対象事業1件につき20万円を上限とする。

(補助金の交付の申請書の様式等)

第5条 補助金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市渴水・高温対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 代表者届（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 補助対象事業に要する経費を証する書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(変更の承認申請の様式等)

第6条 補助金に係る規則第6条第2項の規定による変更の申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市渴水・高温対策事業補助金変更交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。ただし、市長が添付書類の全部又は一部について提出の必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

(1) 変更収支予算書（様式第5号）

(2) 補助対象事業に要する経費を証する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定の通知書の様式)

第7条 補助金に係る規則第7条第1項の規定による交付の決定通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市渴水・高温対策事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により行うものとする。

2 補助金に係る規則第7条第3項の規定による変更の承認の通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市渴水・高温対策事業補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により行うものとする。

(着手届及び実績報告書の様式)

第8条 補助金に係る規則第12条第1項の規定による着手の届出は、同項の規定にかかわらず、伊賀市渴水・高温対策事業着手届（様式第8号）により行うものとする。

2 補助金に係る規則第12条第2項の規定による報告は、同項の規定にかかわらず、伊賀市渴水・高温対策事業実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。ただし、市長が添付書類の一部について提出の必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

- (1) 事業の実績が明らかになる書類
- (2) 決算書又はこれに代わるべき書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知書の様式）

第9条 補助金に係る規則第14条第2項の規定による通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市渴水・高温対策事業補助金交付確定通知書（様式第10号）により行うものとする。

（補助金の終期）

第10条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和9年度までとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年8月1日から施行し、令和7年6月1日から適用する。

伊賀市告示第249号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年8月26日

伊賀市長 稲森稔尚

1 名称

楨山区

2 規約に定める目的

次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、地域住民相互の連絡等良好な地域社会の維持及び形成に資すること。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備、改善
- (3) 地域防災活動及び土木改良事業
- (4) 区有財産の保全・維持及び管理
- (5) 歴史文化の保存及び慣行行事等に関する活動
- (6) 各種機関、団体との連絡調整及び区各種団体の育成支援
- (7) 社会福祉事業及び社会教育活動への参加と協力
- (8) その他この区の目的達成に關すること

3 区域

伊賀市楨山の全域。ただし、楨山グリーンタウンは除く。

4 主たる事務所

伊賀市楨山630番地（楨山多目的集会施設）

5 代表者の氏名及び住所

氏名 服部 秀興

住所 伊賀市楨山3777番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無 なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

地方自治法第 260 条の 20 に掲げる事由

9 認可年月日

令和 7 年 8 月 18 日